

平成23年度救護施設港晴寮事業計画（案）

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

港晴寮は生活保護法第38条第2項に定められた救護施設であり、原則的には実施機関より依頼を受け入所を希望された方を対象に、生活全般の支援を行うことにより健康で文化的な生活の場を提供することを目的とします。（利用定員80名）

2. 施設の運営指針・方策について

施設運営にあたっては、社会福祉の担い手として事業の公明・確実にして適正な実施を図るため自主的に経営基盤の強化を図ると共に、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図ることを基本としています。一方、生活保護施設はこれまで心身の障がいによる生活困窮者を対象として法が目的とする「最低生活の保障」と「自立の助長」を運営の柱として、その役割を果たしてきました。

しかし近年、時代のニーズに応えられるサービスの展開として救護施設の在り方に関する特別委員会の最終報告では「救護施設の機能強化に向けての指針」が取りまとめられました。この「指針」ではこれらの救護施設の強化すべき役割として、セーフティネット機能の強化と地域生活移行支援の2点があげられています。これらの二つの課題を基本に今年度の取り組みとして、利用者主体の個別支援をより具体的に強化していきます。

さらに利用者との対等な関係に基づく事業経営を確立するため、民間の持つ柔軟性を生かした事業方針に努め、常に利用者や地域社会から喜ばれ協力を得るための運営指針として短期・中期・長期の期間の中で重点目標を設定し、それぞれの実現に向けて努力していきます。

3. 重点目標

※短期目標（平成23～24年）

「リスクマネジメント、サービスの質の評価への取り組み」

- ① より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避する事を主眼におき事業を展開する。
- ② 安全・安心・安寧(穏やかで平和)なサービスを提供する。
- ③ アクシデント及びヒヤリハット報告に関するデータの収集・分析を通じた事故防止策の徹底を図る。

※中期目標（平成23～25年）

「サービス評価に対する意識の向上」

- ① 救護施設サービス評価基準を活用し客観的な視点でサービスを絶えず見直す。
- ② 福祉サービス第三者評価の受審を行い具体的な指摘事項を改善していく。
- ③ 質の高いサービス提供ができるようなサービス評価システムの確立。

「利用者の人権擁護と障がい者虐待防止」

- ① 障がい者の虐待防止の手引きの周知徹底を図る。

- ② 人権意識の向上を図ると共に自己決定権を尊重したサービスを強化する。
- ③ 人権重視のサービス提供を目指して生活援助全般を見直す。

※長期目標（平成23～27年）

「セーフティネット機能の強化及び地域生活移行支援機能の強化」

- ① 個別支援計画をさらに充実させる中でリスクマネジメント・人権擁護等をより強化・連動させる施設運営体系を構築していきます。

※ 当施設は、これまでの運営状況として利用者の利用形態から自立を重点においた支援を基本方針として実施してきましたが、今後は自立支援目標を細部に亘り具体化し推進するため以下の支援を強化していきます。

・日常生活自立支援

利用者個々の有する能力や抱えている諸問題に応じ身体や精神面の回復・維持を支援する基本的な考えとして、自己認識できる環境を整えつつ日常生活において自立した生活を行えるよう支援してきます。

・社会生活自立支援

利用者が社会的なつながりを回復・維持するためには抱えている障壁を見極める大きな視点が職員に課せられることから日々研鑽に励み移り変わる社会情勢にも目を向け、各種研修会等に積極的に参加し知識と技術の向上を図り利用者の自立支援を推進していきます。

・就労自立支援

利用者が有する能力に応じて自立した日常生活や社会生活自立の達成・維持を前提とし、就労等による経済的自立を目指します。この3つの柱を明確に樹立するとともに、職員のすべてが支援技法について更に研鑽を積んで利用者サービスの向上に努めることにしています。具体的実施にあたっては、就労支援担当者を配置しハローワークや高齢者無料職業紹介所・シルバー人材センターなどと連携し多様な障がいや課題を持つ利用者が個人の尊厳を保ちつつ快適で自立した生活を送り、自己実現が図れるよう個々のニーズにあわせた自己決定に基づく個別支援計画を樹立し、定期的の実態把握（アセスメント）を確認し利用者のニーズに合わせた見直しを図って、利用者が主体的に地域社会の一員としての関係を構築出来るようにサービスを提供していきます。

4. 個人情報の保護及び権利擁護についての考え方

4-1 個人情報の保護と情報公開について

個人情報保護法が全面施行されたことを受けて当法人では、「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）及び「個人情報保護規定」を制定し全面施行しています。

この規定は、個人情報保護に関する周辺の問題に至るまで網羅していますが、これを運用するのは職員であるところから法人全体の職員に対する研修は勿論のこと、当施設における研修をさらに充実させると共に情報セキュリティ対策についての意識向上に積極的に取り組んでいきます。

また、全利用者に法人が個人情報の保護に取り組む趣旨・内容を周知するため、文章を常時確認しやすい位置に掲示しています。

4-2 自己決定と権利擁護

利用者を独立した人格として尊重し人権の擁護に努め、主体的に自己実現を図れるよう自己決定権の支援を行います。

また、権利を実質的に保障するために障がい等により自己決定能力、選択能力が低下した人の財産管理やサービス等の契約・利用にあたっては「成人後見制度」あるいは「地域福祉権利擁護事業」の活用を行っていきます。

5. 利用者サービス向上策

5-1 利用者サービスの基本姿勢

利用者サービスについては、施設長を含めた職員の一人ひとりが目標や目的の達成に向けてそれぞれの役割を如何に的確に発揮できるかにかかっていると考えており、このためには専門的なサービスのための研修や新しいサービスの技術等を含め情報の収集や有効な知識・技術の導入等が欠かせないところから施設内外の研修には積極的に参加していくとともに、施設内での伝達研修の実施を基本とします。

また、日々のサービスについては評価と改善が欠かせませんが、施設内においては職員会議やサービス検討会議で評価・検討を行うほか、積極的に利用者の声を聞くこととしており苦情や意見をマイナスイメージでとらえるのではなく、サービス改善の方策としてとらえています。

改善を要する事項については、基本的には即決する事とし、その結果については利用者に公開していきます。

5-2 利用者の満足度の把握について

全体としては、毎月1回利用者全員が参加して開かれる「座談会」と、各部屋毎に開く「グループワーク週間」で施設の全般について苦情や意見・評価等を聞いているほか、食事については、座談会とともに開く「給食懇談会」で希望を聴取するほか、別に10-9に揚げております「食事サービス会議」を開催し、年4回実施する残菜調査と併せて諸事を把握し可能なかぎり利用者の意向にそったサービスを展開していきます。

また、意見箱を各階に設置していますが、苦情・意見についてはマイナス面としてとらえるのではなく評価の励みとして、苦い内容についてはサービス向上の糧として生かすこととしていきます。

5-3 要望・苦情への対応

苦情への対応については、社会福祉法第82条の導入が苦情に適切に対応することが利用者にとっては福祉サービスに対する満足感を高め、事業者にとっては利用者ニーズの把握や提供するサービスの妥当性の検証に役立つという考え方に基づいたように、当法人においても「苦情解決責任者」、「苦情受付担当者」、「第三者委員」を設置し苦情の適切な解決に努めることとしています。

上記のことを利用者全体に諮るため施設の掲示板に常時掲示しているところではありますが、利用者の苦情やニーズは、この制度や仕組みによって全て解決するものと言えないので、今後とも職員の一人ひとりが利用者の方々と接する中で悩みやニーズを把握し、組織の問題として日常的に解決するという姿勢で臨んで

いきます。

5-4 苦情解決

利用者の苦情や意見は、いつでも容易に申し出が出来るよう環境に注意を払い、その解決に向けて担当職員・第三者委員を配置して、この体制により苦情解決のみでなくサービスの改善向上が図れるようにしています。また、月1回開きますグループワークで利用者の意見を施設運営に反映するとともに、利用者間の問題については相互理解の向上と解決の一助としていきます。

5-5 リスクマネジメントへの取り組み

事故防止や事故後の適切な対応は社会福祉施設にとって重要な課題のひとつです。リスクは発生しうるものという前提に立ち、リスクマネジメントの対策とその体制を整えていきます。そのための方策として、より質の高いサービスを提供することによって多くの事故を未然に回避する（クオリティー・インプルーブメント）ことで、安全・安心・安寧（穏やかで平和）なサービスを追求する職場体制を常に構築していきます。

6. 利用者に対する生活支援

6-1 個別支援計画の策定

利用者への適切なサービスを提供するためには、個別支援サービス計画・実践・評価が有効に機能することが必要です。個別支援計画の策定にあたっては、こうした弊害を取り除くため個々の利用者の考え方や心身の状態等を正しく理解し、自立に必要な支援は如何にあるべきか等を把握し、施設生活に満足感を持てるよう利用者一人ひとりに適合した支援サービス目標を設定していく。

利用者の生活向上への支援として特に重要となるマネジメントはP D C Aサイクル【プラン（計画）、ドキュメント（実行・記録）、チェック（検証）、アクション（改善）】を如何に有効かつ効果的に活用し実践し複雑多様化する個々のニーズに合致した支援が求められます。そのためには、実施機関や家族等とも連携しながら適切なサービスを適時に行っていきます。

6-2 サービス評価

社会福祉法第78条にあるように常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切なサービスを提供するよう求められています。サービスに対する職員の意識向上を図るため自己評価は欠かすことが出来ないことから、定期的に確認しその質を高めていきます。

6-3 家族等の支援

利用者と家族の関係が希薄なものとならないように施設の情報や利用者の近況報告を定期的に行うほか、帰省時における介護援助方法なども伝達し安心して一時帰宅出来るようサポートします。また、実施機関にも定期的に報告を行って密接な協力関係のもとで支援していきます。

6-4 作業支援

利用者の自立を支援する観点から施設内で行う組立・加工の作業と施設外での就労についても本人の能力と意欲に応じて積極的に対応することとしています。

これらは何れも施設における訓練の一環として考えていますので、利用者個々の健康状態や意欲と能力に応じて支援することとしています。

さらに作業を通じて、働くことの喜びと習慣を身につけるとともに、日課に基づく規則正しい生活習慣を身につける一助となり、このことを通じて自立を意識した生活を送って頂けるよう支援していきます。

また、社会資源の活用、開発等も視野に入れ外勤等の外部就労への支援も積極的に行っていきます。

◎今年度の主な作業種目

- ①クリップ組み立て作業
- ②フックボルト組み立て作業
- ③文具商品の作業
- ④紙加工作業
- ⑤清掃作業
- ⑥その他（外勤や外部就労支援）

6-5 各種行事について

生活の活性化を図り、豊かで楽しい生活を支援する立場から季節毎に多彩な行事を用意し参加を促しています。

特に、行事参加に消極的な方に対しては、社会参加の第一歩の訓練という見地から個別に又、グループワーク等の機会の利用によって集団で理解を深め、出来るだけ多くの参加が得られるよう行っていきます。

（「平成23年度年間行事計画(案)」参照）

◎今年度の主な行事計画

- ☆観桜会（4月）
- ☆お笑いなにわまつり（5月）
- ☆プロ野球観戦（6月）
- ☆林間学校（7月）2泊3日
- ☆納涼会・模擬店（8月）
- ☆地域敬老会（9月）
- ☆魚釣り（10月）
- ☆救護施設合同文化事業への参加（11月）
- ☆野外生活訓練（11月）一泊旅行
- ☆初詣・新年祝賀会（1月）
- ☆チャリティバザール（作品展）参加（1月）
- ☆国際親善女子車椅子バスケットボール大会観戦（2月） 等々。
- ☆相撲部屋朝稽古見学（3月）

6-6 クラブ活動について

利用者にゆとりと潤いのある生活を送って頂き楽しみながら、学べる場を提供するため多様なクラブ活動のメニューを用意し、常時参加を促すとともに利用者には援助の観点から勧誘も行っています。

（「平成23年度年間行事計画(案)」参照）

◎今年度のクラブ活動は次の通りです。

美術、書道・ペン字、陶芸、園芸、歌謡、スポーツ

7. 健康維持管理サービス

7-1 保健・医療サービス

春季と秋季には、全員の健康診断の実施と疾病の早期発見に努め、治療が必要な場合は、定期受診（通院・受薬）を行っています。

また、心身の障がいが施設利用の原因となっていますので、医務室を設け看護師が常勤する環境を整えています。加えて、内科と精神科の嘱託医に医療をお願いするほか、嘱託医の健康相談日を設け疾病の早期発見と治療に当たり、様々な悩み事の相談にも広く応じ、心身の健康管理を図るよう支援しています。

(別表1)

◎今年度の重点目標は次の通りです。

- ① 日常の生活習慣における保健指導。
- ② 慢性疾病の状態観察と管理。
- ③ 精神障がい者の服薬管理。
- ④ 知的障がい者に対する健康管理。
- ⑤ 受診状況の把握。
- ⑥ 感染性疾患の予防。
- ⑦ 寮内消毒等の徹底。

7-2 食事・栄養サービス

食事・栄養は、健康の増進、体力の維持向上の源泉であるところから嗜好調査は勿論のこと、好嫌に至るまで個々人毎に常時把握するとともに、治療食や咀嚼能力・嚥下能力を考慮した食事の提供を行っています。

また、正しい食生活の在り方を理解して頂くとともに、いろいろな工夫を重ねるなかで本当に喜ばれる食事の提供に努めていきます。

◎今年度の重要項目は次の通りです。

- ① 鍋料理・バイキング料理の充実。
- ② 選択献立の内容改善。
- ③ 季節感のある食生活づくり。
- ④ 食中毒予防の徹底。

7-3 感染症予防対策

インフルエンザやノロウイルス等の感染症予防対策はそれぞれ異なるため、発生状況によりの確に対応出来るよう新たに事業継続計画を作成しており、具体的実施については感染症対策マニュアルで示している通り、対応手引きを基本に迅速に行動するよう各職員に周知徹底しています。万一の発生に際しては、地域医療機関・行政機関等の連携を強化しより一層安心・安全な環境の提供を目指していきます。

◎感染予防のために

- ① 手洗い〈手指を介した二次感染の予防〉
- ② 排泄物・嘔吐物の処理〈便・嘔吐物を介した二次感染の予防〉

- ③リネン類の洗濯・消毒〈リネン類を介した感染の拡大防止〉
- ④施設の消毒〈感染の拡大予防〉
- ⑤入浴時の感染防止対策及び浴槽の管理
〈浴槽水を介した感染の拡大防止〉
- ⑥感染予防についての喚起〈施設内に掲示〉

8. 危機管理対策（事故・防犯・防災等の安全対策）

8-1 事故防止等安全対策

事故が発生した場合、初期の段階で速やかな利用者への対処と正確な情報把握又、家族への連絡が行えるかどうか重要となります。報告が不正確になることが、後々のスタッフ間あるいは家族への不信感につながり、さらなるサービスの低下、リスクの拡大へと移行してしまう恐れがあります。

今後は、現状の対応で満足することなく事故等に直面したときに職員の一人ひとりが的確に機能できるよう対応の強化と個々の事故防止に対する意識向上を重視し安心・安全が阻害されることのないよう取り組んでいきます。

8-2 防犯対策

近年、社会福祉施設に侵入し金品盗難、人的被害などが報告されていることもあり、建物の出入り口はもとより、他の箇所も定期的にチェックを行い不具合の部分は早急に改善するよう努めます。

また夜間においては、夜勤体制に入る午後7時以降玄関は施錠していますが、万全と言った認識を持つことで危機意識が低下することもあるので、防犯対策委員を中心に対策や訓練を適時実施していきます。

8-3 防災計画と訓練、並びに防災設備の点検等

省令で定める非常災害対策である消火設備その他消防法に定める非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、所轄の消防署の指導に基づく「消防計画書」並びに「東南海・南海地震防災規程」を作成して避難・救出訓練を毎月実施しております。

また、職員のだれもが対応可能な「防災訓練マニュアル」を作成・見直しもを行い、共通認識を持つことに努めます。さらに、事業計画の中に防災対策の一項を設け、「防災訓練」、「防災設備自主点検」、「自然災害と危機管理」、「応急手当の技能習得」について規定しているほか、防火管理者を中心とした自主検査・点検組織による「消防設備自主点検」を月1回行っています。

その他「火元点検」については、夜間点検の時間を定めて毎日の結果を施設長に報告するなどの取り組みを行っています。

8-4 防災対策

8-4-1 防災訓練

利用者のみならず施設の立地等から、地域住民の安全を図るためにも防災対策を徹底し、毎月1回の防災訓練を実施するとともに、防災会議及び視聴覚指導等を併せた防災教育をおこないます。これらは消防計画書による自衛消防隊を中心

に、所轄消防署の指導の下に実施するものとします。

8-4-2 防災設備自主点検等

年1回の消防法に定められた点検の他、日々決められた時間に火元の点検を励行し、報告・確認を行うと共に毎月1回防災設備自主点検を実施し安全対策の万全に努めます。

8-4-3 自然災害と危機管理

火災予防を中心とした防災訓練を基本としながら、台風や地震・津波などの自然災害に対する防災対策を整備し、職員・利用者に徹底を図りながら安全対策の万全に努めます。

8-4-4 応急手当の技能習得

利用者の高齢化等の実態を踏まえ、応急手当の技能向上と意識を高めるために応急手当指導者の育成と施設内での研修を実施し、技能習得に努めます。

9. 地域サービス

9-1 施設の社会化

施設の人的資源や設備・機能を地域社会のために生かし、交流を深めるとともに、施設内の行事に地域住民を招待し、施設への理解と協力を深めて頂くこととされています。さらに、毎週1回、地域美化運動として地域の清掃奉仕を行います。

9-2 退所者への生活援助

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために対象者の来所・電話・訪問等により生活の各般にわたる相談にも柔軟に対応した支援を行います。

9-3 自主事業について

地域に存在し、地域のために役立ち、地域の方々の理解と協力が得られ必要とされる施設とするため、地域との交流をおかれている状況の中で出来る限り積極的に実施することとしています。

「地域美化運動」は、地域の道路や公園等の清掃活動を中心に毎週月曜日に実施しており、今年度も引き続き活動し地域住民の一員としての役割を果たしていきます。

また、毎年夏に施設内で開催しています「納涼会」は、地域住民の方々を多数招待し日々における施設運営のご理解・ご協力を合わせた親睦の場として実施していきます。

10. 職員に関すること

10-1 研修

職員の資質の向上を図るため、内外の研修には積極的に参加し、社会福祉の最新情報の提供、介助技術の向上に資する理論と実際を学び、習得し実践させることとしています。

10-2 職員会議（月1回）

職員会議は職員全体を対象として開催され、具体的な施設運営、利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、組織の意思と方向を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。

また、全職種の職員が相互に話し合い、総合的な調整を図っていきます。そして、施設長が施設のあり方や社会福祉の現状等についても積極的に情報を提供し、職員全員の相互の意見交換を通して協力しあう場ともなっています。

◎会議のテーマは次の5つを中心としています。

- ① 事業計画（行事）の検討
- ② 職場運営（サービス全体について）
- ③ 各部署からの報告（保健・栄養・利用者サービス等）
- ④ 施設長の考え、方向性の確認等
- ⑤ その他の緊急課題

10-3 サービス検討会議（月1回）

グループワーク等で出た意見・要望や日々利用者から寄せられる諸問題を協議しスタッフ全体で共有すると共に、外部研修で得た情報なども活用しながらサービス向上を進めていきます。

10-4 個別支援計画策定会議（月1回）

利用者個々の目標やニーズに沿った生活実現のために個別支援計画の策定及び見直しを会議で協議しスタッフ全体で周知し利用者個々の実現に向けた目標を支援していきます。

10-5 職員研修会（月1回）

職員による利用者サービスの適格を期すため、知識・技術の向上をはかり、人材の育成をはかるため、できる限り幅広い施設内研修を実施していきます。

（別表2）

10-6 作業連絡会議（年3回）

作業担当職員を中心に、作業全般についての協議を行い、作業の充実を図っていきます。

10-7 苦情解決委員会（月1回及び随時）

利用者からの苦情を解決し、よりよいサービスが提供できるように検討していきます。そのため、投書箱を各階に設置し、投函があればすぐに対応し、随時委員会を開催し、苦情解決に向けて対応していきます。

また、グループワーク週間等での意見・要望については、月1回の委員会を実施し、問題解決に当たりよりよい生活環境を整えていくことを目指していきます。

10-8 リスクマネジメント委員会（随時）

事故が発生した場合の対応についての協議や事故及びヒヤリハット報告に関するデータの収集・解析を通したリスクマネジメント会議を委員中心に適時開催し事故防止策の徹底を図ると共に職員研修等で周知していきます。

10-9 食事サービス会議（月1回）

食事サービスに関する全般的な意見交換、調整をおこない、よりよい食事サービスを考えていきます。

10-10 調理勉強会（月1回）

調理員全体の技術向上のため課題を設定し、それにそって勉強会を開いていきます。

10-11 ミーティング（毎日）

始業時に全体ミーティング行い、その後に各階のミーティングを実施します。その中で日常での出来事や利用者支援・援助の諸問題を報告・検討し、職員間での連絡の徹底を図っていきます。

10-12 マナー向上委員会（適時）

利用者に対する日常会話の再点検と意識変革・挨拶・電話対応・接遇態度・家族への丁寧な対応などその対応如何で施設のイメージが大きく変わるため、委員を中心に適時内部研修を開催し意識向上を図っていきます。

1 1. 福利厚生

福利厚生センターなどを積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中でマンパワーの確保に努めます。

1 2. 環境への取り組みについて

当施設は公の設置による施設ですが、与えられた条件の中で絶えず利用者にとってよりよい生活環境を整えるために日常的に腐心しています。

◎対処の例を一部挙げると次の通りです。

- ① 住環境では、港晴寮は他の施設を転用したものでありバリアフリーとはなっていませんが、出来るだけ段差の解消に努めるとともに、水道カランやシャワーについても利用者の状況に合わせ使いやすいものに変更しています。また、利用者からの意見も可能なかぎり反映させるよう努力しています。
- ② 経済環境では、新たに入所される利用者の中には多重債務を抱え借財整理せず放置したまま入所される方々がおられますが、各実施機関と連携を密にしながら無料法律相談や法テラスの制度を利用し解決に向けた支援を行い自立の障がい除去することとしていきます。
また、就労自立・居宅生活への移行を考えておられる方々については、作業訓練で得られる賃金を僅かずつでも蓄えるように支援し、日常生活自立支援と併せて円滑な実現が図れるよう援助していきます。
- ③ 生活環境については、生活空間、プライバシー保護、共用スペース等工夫の余地もないほど施設自身が狭隘ですが、限られたスペースを時間によって

多目的に利用したり、クラブ活動や図書等の消耗備品を希望に応じて買いそろえるなど、利用者ニーズに耳を傾けながら配慮しています。

- ④ 食事環境については、利用者の喫食状況に留意し、嗜好を調べてメニューに反映させ、咀嚼能力や喫食能力にあわせた特別食や治療食など出来る限りきめ細かい対応をしています。

また、醤油・ソースなどを各テーブル毎に置き、自己にあった嗜好ができるよう配慮を行っています。

- ⑤ 入浴・排泄関係については、利用者のプライバシーに配慮する事は勿論、同性介助を行い拘束は完全排除するなど、利用者の健康維持への配慮を最優先課題として取り組んでいます。

平成23年度 港晴寮行事計画 No. 1

	生活支援	作業
4月	アクシデント及びヒヤリハット報告に関するデータ 収集・分析と事故防止対策の検討 施設内諸活動参加促進	作業工賃システムの検討 作業預金通帳残高報告 作業能力による参加種目の検討
5月	社会資源の活用相談 クラブ活動の充実	作業工賃評価システムの検討 作業能力による参加種目の検討
6月	ADL・IADL評価の検討 退所者等の生活相談 衛生管理の強化	作業工賃評価システムの検討 作業能力による参加種目の実行
7月	施設内諸活動参加促進 社会保障制度利用の再チェック 他施設との交流促進	作業工賃評価システムの検討 作業能力による参加種目の実行
8月	家族他関係機関への近況報告 地域交流促進	整理整頓強化 作業工賃評価システムの検討
9月	生きがいつくり 地域交流促進	作業工賃評価システムの検討
10月	社会資源の活用相談 クラブ活動の充実	作業能力による参加種目の検討 作業預金通帳残高報告 作業工賃評価システムの検討
11月	退所者等の生活相談 要介助者の身辺処理自立促進 他施設との交流促進	作業手順の見直し 作業工賃評価システムの検討
12月	家族他関係機関への近況報告 健康管理の強化 ADL・IADL評価の検討	大掃除 整理整頓強化
1月	施設内諸活動参加促進 健康管理の強化	作業工賃評価システムの検討
2月	日課見直し 健康管理の強化 社会保障制度利用の再チェック	作業種目の見直し 作業工賃評価システムの検討
3月	個別支援計画の総括 次年度の生活支援検討	作業工賃評価システムの実施
主要事項	ADL評価検討 (年2回) 生活環境の整備 (年4回) 利用者座談会 (月1回) 個別支援計画検討 (月1回) グループワーク (月1回) 散髪ボランティア (月2回) 事故防止対策の検討 (随時)	作業時間 9:00～11:30 13:00～15:00 工賃支払 (毎月10日) 作業は、祝日・日曜日及び 第2・第4土曜日は休日 外勤希望者への支援 (随時)

平成23年度 港晴寮行事計画 No. 2

	レクリエーション	災害対策・防犯対策	地域対策
4月	観桜会	消防計画書・器具説明	地域美化運動
5月	お笑いなになわ祭り	消防設備総合点検	地域美化運動
6月	日帰りレクリエーション ＜プロ野球観戦＞		地域美化運動
7月	林間学校	津波警報発令訓練	地域美化運動
8月	港区民祭り 納涼会	台風対策	地域美化運動 港区民祭参加 納涼会招待
9月	敬老祝賀会		地域美化運動 地域敬老会への参加
10月	日帰りレクリエーション ＜魚釣り＞	夜間体制による防災避難訓練	地域美化運動
11月	救護施設合同文化事業 野外生活訓練	秋の全国火災予防運動 消防設備総合点検	地域美化運動
12月	もちつき	年末年始災害防止特別警戒	地域美化運動
1月	初詣・新年祝賀会 新春ゲーム大会 チャリティバザール (作品展) 見学	年末年始災害防止特別警戒	
2月	豆まき 将棋・囲碁・オセロ大会 日帰りレクリエーション ＜車椅子バスケット観戦＞	視聴覚指導	
3月	相撲部屋朝稽古見学	春の全国火災予防運動	地域美化運動
主要事項	誕生会 (月1回) ビデオ上映会 (週1回)	防災訓練 (月1回) 防災会議 (月1回) 消防設備自主点検 (月1回)	地域美化運動 (週1回)

平成23年度 港晴寮行事計画 No. 3

	医療サービス	食事サービス	
		栄養関係	特別献立
4月	慢性疾患者の生活指導	食事内容チェック	野外食（お花見） 卓上「さくら」
5月	春季健康診断 視聴覚指導 肥満度チェック	嗜好調査・残菜調査	憲法記念の日 端午の節句、母の日 卓上「鯉のぼり」「かぶと」
6月	梅雨時の健康管理	視聴覚指導（ビデオ） 食中毒予防強化月間	虫歯予防デー
7月	夏季疾病予防	食中毒予防強化月間	七夕 土用の丑の日 卓上「短冊」
8月	帰省者の保健指導	食中毒予防強化月間	お盆 納涼会
9月	長期通院者再チェック	残菜調査・嗜好調査 食中毒予防強化月間	防災の日 敬老の日 秋分の日
10月	秋季健康診断 視聴覚指導（ビデオ）	食事内容チェック	創立記念日、お月見 卓上「菊の葉」「もみじ」
11月	慢性疾患者の生活指導	嗜好調査・残菜調査	文化の日 勤労感謝の日
12月	帰省者の保健指導 年末体調確認 冬季疾病 （感冒・感染性胃腸炎）の予防	感染胃腸炎の予防	冬至、天皇誕生日 クリスマス、年越し
1月	冬季疾病 （感冒・感染性胃腸炎）の予防	食事内容チェック	おせち、七草 鏡開き、小正月
2月	冬季疾病 （感冒・感染性胃腸炎）の予防	嗜好調査・残菜調査	節分、建国記念日 St. バレンタインデー 卓上「豆袋」
3月	長期通院者再チェック 視聴覚指導（ビデオ） 春季疾病 （感冒・感染性胃腸炎）の予防	視聴覚指導（ビデオ）	ひなまつり 春分の日
主要事項	保健衛生懇談会（月1回） 血圧体重測定（月1回） 自主管理服薬状況チェック（月2回） 寮内消毒（月2回） 手摺りドア・食堂消毒（毎日） 通院状況チェック（月1回） 入院者訪問（随時） 生活習慣病相談会（年2回）	「四季のテーマ」 4～6月 肥満に気をつけましょう。 7～9月 みんなで防ごう食中毒。 10～12月 おいしく楽しく食事をとりましょう。 1～3月 バランスよく食べて、風邪を予防しましょう。 給食懇談会（月1回） 誕生会（月1回） バイキング料理（年8回） 鍋料理（11月～3月） ティータイム（週3回）	

平成23年度 港晴寮行事計画 No. 4

	就 労 支 援	マナー向上支援
4月	一般就労への移行支援強化 面接の対策指導	マナーに関する苦情・トラブルの検討(4～6月) マナーの概要についての説明
5月	一般就労への移行支援強化	マナーに関する苦情・トラブルの検討(4～6月) 具体的な(基本的な)マナー支援
6月	一般就労への移行支援強化 稼働能力の現状把握	マナーに関する苦情・トラブルの検討(4～6月)
7月	一般就労への移行支援強化	マナーに関する苦情・トラブルの検討(7～9月) 利用者間でのマナー強化
8月	福祉的就労の在り方の検討 求職者の状態のアセスメント	マナーに関する苦情・トラブルの検討(7～9月) 職員・利用者間でのマナー強化
9月	福祉的就労の在り方の検討	マナーに関する苦情・トラブルの検討(7～9月)
10月	福祉的就労の在り方の検討 就職情報収集のポイント説明	マナーに関する苦情・トラブルの検討(10～12月) マナーに関するトラブルの傾向と対策1
11月	福祉的就労の在り方の検討	マナーに関する苦情・トラブルの検討(10～12月) マナーとコミュニケーションについて
12月	障がい者雇用施策との連携強化 社会資源の活用相談	マナーに関する苦情・トラブルの検討(10～12月)
1月	障がい者雇用施策との連携強化	マナーにおける他所の取り組みについて
2月	障がい者雇用施策との連携強化 一般就労への意識向上支援	マナーに関するトラブルの傾向と対策2
3月	障がい者雇用施策との連携強化 年間総括 次年度の就労支援検討	年間総括
主要事項	公共職業安定所(ハローワーク)への 送迎(随時) 就職後の職場定着支援(随時) 求人情報誌の提供支援(週1回) 年間総括(年1回)	マナーに関する苦情・トラブルの検討(4～12月) 利用者間でのマナー確認(月1回) 年間総括(年1回)

平成23年度 港晴寮クラブ活動計画 No. 1

	美術	書道・ペン字クラブ	陶芸クラブ
4月	顔を描く	手本による文字(春に関する文字) 練習・清書	ビーズ製作 誕生表製作
5月	紙粘土	手本による文字(自由) 練習・清書 履歴書の書き方	ビーズ製作 誕生表製作 鯉のぼりを作る
6月	七夕飾り うちわ作り	手本による文字(自由) 七夕用の短冊を書く 練習・清書	オープン陶芸(陶土に慣れる)
7月	モービル	七夕用の短冊を書く 暑中見舞い 練習・清書	オープン陶芸(自由) 七夕の飾り付け
8月	紙版画 貼り絵	手本による文字(夏に関する文字) 練習・清書 挨拶状の書き方	オープン陶芸(植木鉢)
9月	スクラッチ	手本による文字(自由) 練習・清書	オープン陶芸(植木鉢)
10月	コラージュ	手本による文字(秋に関する文字) 練習・清書 漢字ドリルの読み書き	オープン陶芸 (作品展準備) ビーズ作成
11月	切り絵	手本による文字(自由) 練習・清書	ビーズ作成 (作品展準備)
12月	クリスマス飾り 木版画	年賀状練習・清書 手本による文字(自由) 練習・清書	オープン陶芸 (作品展準備) クリスマス飾り付け
1月	すかし絵 折紙 面造り	書き初め大会 手本による文字(自由) 練習・清書	オープン陶芸 (作品展準備)
2月	面造り ひな人形作り	手本による文字(冬に関する文字) 練習・清書 常用漢字の練習	オープン陶芸(作品展) ビーズ製作 誕生表製作
3月	絵本造り(立体)	手本による文字(自由) 練習・清書	誕生表製作
実施日	毎週木曜日 10:00～11:45 愛港園1階ホール	毎週木曜日 16:00～17:00 食堂ホール又は3階娯楽室 ※備考:時間内を利用して俳句 作成実施予定(希望者のみ)	毎週土曜日 16:00～17:00 2階面談室

平成23年度 港晴寮クラブ活動計画 No. 2

	園芸クラブ	歌謡クラブ	スポーツクラブ
4月	花壇の整備 種蒔き（季節物）	カラオケによる発音練習	卓球基本ルールを学ぶ
5月	育苗の移植 肥培	カラオケによる発声練習	卓球基本ルールを学ぶ
6月	梅雨に備える （除草その他）	カラオケによる発声練習	卓球の練習
7月	病虫害の防除	歌唱力の強化	卓球の練習
8月	納涼会に備える （プランター整理、 屋上の清掃）	歌唱力の強化 カラオケによる練習	
9月	冬鉢物プランターの 土配合肥培	合同文化事業に向けての曲の 選定及び練習	卓球の練習
10月	種蒔き（季節物） （作品展出展物）	合同文化事業に向けての曲の 練習	卓球大会
11月	越冬準備	合同文化事業発表	卓球の練習
12月	花壇及び周辺の整備清掃	カラオケによる採点機能を 活用した練習	卓球練習試合
1月	作品展出展物の準備	カラオケによる採点機能を 活用した練習	卓球練習試合
2月	移植準備	カラオケ大会に向けた練習	
3月	植え替え開始 土配合、種まきの準備	施設内カラオケ大会	卓球練習試合
実 施 日	隔週金曜日 散水適時	第1. 4土曜日 13:30～15:15 食堂ホール	第2. 3土曜日 13:30～15:00 食堂ホール

[別表1] 平成23年度 保健衛生月別目標

	標 語
4月	屋外へ出て気分転換を図りましょう。
5月	健康診断。手足の爪はいつもきれいに摘んでおきましょう。
6月	虫歯・歯周病の予防のため口腔の清潔に努めましょう。
7月	着替えをこまめに行いましょう。
8月	食中毒、夏バテを予防しましょう。外出時は帽子を被りましょう。
9月	部屋の整理・整頓・清掃をしましょう。
10月	健康診断。適度な運動を心掛けましょう。
11月	屋外へ出て気分転換を図りましょう。
12月	うがい、手洗いを励行し風邪予防に努めましょう。
1月	うがい、手洗いを励行し風邪予防に努めましょう。
2月	うがい、手洗いを励行し風邪予防に努めましょう。
3月	適度な運動を心掛けましょう。気温にあわせて衣類を調整しましょう。

[別表2] 平成23年度 職員研修会

月	研 修 内 容
4月	リスクマネジメントの取り組みについて
5月	就労自立支援の在り方について
6月	施設における食事サービスと食中毒
7月	熱中対策について
8月	個人情報の取り扱いについて
9月	介護保険制度の仕組みについて
10月	応急手当技能講習
11月	感染症予防（インフルエンザ・ノロウイルス）対策
12月	防災対策及び防犯対策
1月	精神・知的障がい者支援
2月	支援サービス基本姿勢・職業倫理(マナー向上)
3月	平成24年度事業計画について